

## 労基法改正（有給消化の時季指定義務化）について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

現在、労働基準法では入社から6カ月経過して全労働日の8割以上出勤した従業員に対し、10日以上の有給休暇を付与しなければなりません。以降1年毎に日数は増え、入社から6年6か月以降は20日の有給休暇が付与される仕組みになっています。（短時間勤務の場合は別途付与日数の規程あり）

今年の4月1日施行の労働基準法の改正により、**年10日以上の有給休暇を与えられる従業員（パート・アルバイトも含む）に毎年時季を指定して年「5日」の有給休暇を取らせることが企業の義務となります。**但し、従業員からの申請により既に5日以上の有給休暇を取得している場合については義務は生じません。例えば、従業員の申し出によりすでに3日の有給休暇を取得している場合には、会社側は2日の有給休暇を取らせる必要があります。（義務化に伴い、違反した場合は罰則規定があります）

企業では、交代で従業員を休ませる仕組み作りなど大きな課題がありますが、早期に制度化することで従業員にとってより働きやすい職場環境が整い、安定した企業経営に繋がると考えられます。

### 有給休暇の付与日数（参考：従前より変更なし）

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「**阪神労協**」で検索

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、  
労務協会担当者まで！